

静岡県告示第35号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月16日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業計画書（森林環境保全直接支援事業、<u>特定森林再生事業</u>、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業及び間伐材搬出奨励事業（以下「造林に係る事業」という。）を除く。）（様式第2号）</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業計画書（森林環境保全直接支援事業、<u>特定機能回復事業</u>、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業及び間伐材搬出奨励事業（以下「造林に係る事業」という。）を除く。）（様式第2号）</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表2の項中「特定森林再生事業」を「特定機能回復事業」に、

「

(4) 保全松林緊急保護整備	市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者にあつては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）及び民間事業者が森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第4項に規定する高度公	<p>1 保全松林健全化整備衛生伐</p> <p>2 松林保護樹林帯造成</p> <p>(1) 人工造林</p> <p>(2) 樹下植栽等</p> <p>(3) 下刈り</p> <p>(4) 雪起こし</p> <p>(5) 倒木起こし</p> <p>(6) 除伐</p> <p>(7) 保育間伐</p> <p>(8) 更新伐</p> <p>(9) 付帯施設等整備</p> <p>ア 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>イ 荒廃竹林整備</p> <p>(10) 森林作業道整備</p>	事業費の10分の7
----------------	--	---	-----------

	<p>益機能森林（以下「高度公益機能森林」という。）、同条第5項に規定する被害拡大防止森林（以下「被害拡大防止森林」という。）又は同法第7条の10第1項に規定する地区実施計画に係る森林において事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>		
--	--	--	--

を

<p>(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）</p>	<p>1 市町（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林で実施する場合に限る。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者（ただし、事業主体</p>	<p>1 一貫作業（伐倒、搬出集積及び人工造林）</p> <p>2 下刈り</p> <p>3 付帯施設等整備</p> <p>(1) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>(3) 林床保全整備</p> <p>4 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の4（人工造林にあつては、事業費の10分の5以内）</p>
------------------------------	---	---	---

	<p>が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>			
<p>(5) 保全松林緊急保護整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者にあつては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）及び民間事業者が森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第4項に規定する高度公益機能森林（以下「高度公益機能森林」という。）、同条第5項に規定する被害拡大防止森林（以下「被害拡大防止森林」とい</p>	<p>1 保全松林健全化整備衛生伐 2 松林保護樹林帯造成 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐 (7) 保育間伐 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の7</p>	<p>に改め、同表24の項中</p>

	う。)又は同法第7条の10第1項に規定する地区実施計画に係る森林において事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費		
--	--	--	--

」

「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱」に、

「

(3) 早生樹等優良種苗生産推進対策	市町、森林組合等、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者（以下「認定特定増殖事業者」という。）その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	採種園の造成・改良等	事業費の2分の1以内	事業費の30パーセントを超える変更	
--------------------	---	------------	------------	-------------------	--

を

」

「

(3) 花粉の少ない苗木の生産拡大	市町、森林組合、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者（以下「認定特定増殖事業者」という。）	1 採種園等の造成・改良・機能向上 2 採種園等管理技術者育成・確保	知事が別に定める金額以内とする。	1 事業実施主体の変更 2 事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減	
-------------------	---	---------------------------------------	------------------	--	--

に

	その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費				
--	-------------------------------------	--	--	--	--

」

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。